

ご融資が決まったら
ぜひご利用ください。



松江市から

信用保証料助成のご案内

松江市では、雇用の創出・維持・拡大と産業の活性化支援を行うため、松江市の指定する制度融資を利用された方が、**島根県信用保証協会**に対して支払われた**信用保証料の一部を助成**しています。

1. 松江市指定の制度融資

(保証料受入日が令和6年4月1日以降のものに適用)

融資の種類	資金名	資金の用途	補給対象経費の範囲		補給率	補給上限額
			補給対象	保証料率の範囲		
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金				1/3	
	小規模企業育成資金・ 小規模企業特別資金	設備資金	信用保証料の 一括払い分 または 分割払いの 初回分	責任共有制度対象外のもの	【資金使途】	〈設備〉 30万円
		運転資金		1. 1%以下の部分	〈設備〉 1/3	
	経営改善サポート資金			責任共有制度対象のもの	〈設備及び運転〉 1/3	〈運転〉 10万円
		0. 95%以下の部分		〈運転〉 1/6	〈借換〉 10万円	
一般資金	設備資金			〈借換〉 1/6		
	運転資金					
	借換資金					

※計算により生じた千円未満の端数は切り捨てになります。

※早期完済により保証料還付を受けられると、補助金の返還を求める場合があります。

2. 手続の流れ

- 規定の保証料を島根県信用保証協会にお支払いください。
- 信用保証協会から保証料受入証明書が送付されます。
- [1]補助金交付申請書、[2]市税に未納のない証明(市民課証明発行窓口、各支所市民生活課窓口で発行)に保証料受入証明書を添えて商工企画課に速やかに提出ください。
- 審査のうえ商工企画課から交付決定通知書を送付します。
- 補助金交付請求書、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を商工企画課に提出ください。
- 補助金を指定口座にお振り込みします。

※ 申請書の受付期間は、保証料受入日の属する年度末日までです。ただし、受付期間を延長する場合があります。

お問い合わせは
松江市 商工企画課
TEL:0852-55-5208
FAX:0852-55-5553